

## 「賛助会員」制度の廃止に伴う定款等の一部改正について（案）

平成 27 年 11 月 13 日  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

### 1. 改正の趣旨

本協会では、平成 22 年 11 月の設立時から賛助会員の制度を定めているところであり（注）、現在のところ、その会員数は 2 社となっている。賛助会員は正会員及び電子募集会員と異なり、本協会の自主規制規則に服する義務はなく、本協会の業務についての情報を入手することができるに留まっている。

先般、改正金融商品取引法が平成 27 年 5 月 29 日付けで施行され、第二種金融商品取引業の登録拒否の要件の一つとして、協会に加入しない者であって協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための態勢を整備していないものが新たに対象として規定されたところであり、この施行に前後して、第二種金融商品取引業者の本協会への正会員としての入会が進んでいるところである。

こうした状況の中、本協会の金商法上の自主規制機関としての役割及び先般の金商法の改正の趣旨に鑑みて、第二種金融商品取引業者は、基本的に、正会員として本協会に入会することが望ましく、また、賛助会員を存置することにより正会員と誤認されるおそれがあることは、適当ではないと考える。ついては、今般、賛助会員の制度を廃止することとする。

（注）賛助会員とは、定款第 6 条及び定款の施行に関する規則第 2 条に基づき、第二種金融商品取引業者のうち、宅地建物取引業法に基づき不動産信託受益権等の取引に係る投資者の保護等に関する規制が適用される者であって、その主とする業務が金融商品取引業以外であると本協会が認める者をいう。

### 2. 改正の骨子

- ・ 定款、定款の施行に関する規則、会費及び入会金に関する規則の関係規則において、賛助会員に関する規定を削除する。

### 3. 施行の時期

- ・ この改正は、平成 28 年 4 月 1 日の施行とする。
- ・ 経過的措置として、施行日から 9 ヶ月の間、旧賛助会員に対しては、本協会から引き続き情報提供を行うこととする。

以上